



2024年 8月23日

各 位

会社名 ジャパンクラフトホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 堀 孝子  
(コード番号：7135 東証スタンダード・名証プレミア)  
問い合わせ先 常務執行役員 企画部長 若園 和章  
(TEL 052-725-8815代表)

## 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年9月26日開催予定の第3期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

当社は、2024年7月1日付の第三者割当増資による新株式発行により、資本金及び資本準備金の額が増加しております。今般、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保するため、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものです。また、当事業年度末において生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化及び早期復配を実現できる体制を整えるため、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金へ振り替えるものです。

なお、本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、当社の損益に与える影響はありません。また、本件による発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆様のお手持ちの所有株式数に影響を与えるものではありません。

#### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の内容

##### (1) 資本金の額の減少

当社は2024年7月1日付の第三者割当増資による新株式発行により、資本金の額が482,220,000円増加しております。会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額582,220,000円のうち482,220,000円を減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

##### (2) 資本準備金の額の減少

当社は2024年7月1日付の第三者割当増資による新株式発行により、資本準備金の額が482,220,000円増加しております。会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額507,220,000円のうち482,220,000円を減少して25,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

### (3) 剰余金の処分

会社法第 452 条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生前のその他資本剰余金 4,901,386,969 円のうち 1,941,374,195 円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は 0 円となります。

## 3. 日程

(1) 取締役会決議日	2024年8月23日
(2) 債権者異議申述公告日	2024年9月3日(予定)
(3) 株主総会決議日	2024年9月26日(予定)
(4) 効力発生日(剰余金の処分)	2024年9月26日(予定)
(5) 債権者異議申述最終期日	2024年10月3日(予定)
(6) 効力発生日(資本金及び資本準備金の額の減少)	2024年10月7日(予定)

## 4. 今後の見通し

上記の内容については、2024年9月26日開催予定の第3期定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

以 上